

借入（リース）物品仕様書

1 品名及び数量

品名	型番	定価	数量	価格(定価×数量)
窓口発券機 <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	PCM-1000A-Q		1	
窓口発券機用 架台 <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	PCM-1000B		1	
表示パネル <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	PS-350		7	
表示パネル (音声出力用) <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	PS-351		1	
表示パネル用 スタンドセット <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	PS-310SSU		7	
操作モニター <input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定	TM-350		8	
窓口混雑情報配信 システム用通信機器 <input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			1	
50型ディスプレイ (受付情報表示用) <input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			1	
合 計				

※ 設置・調整業務を 含む（別紙のとおり）。 含まない。

2 物品納入期限（物件の引渡） 令和4年2月1日

3 賃貸借期間（本年度分） 令和4年2月1日から令和4年3月31日まで

4 総賃貸借期間 期間 5年間
及び最終日 最終日 令和9年1月31日

5 物品保管場所 所在地 横浜市栄区桂町303番地19
名称 栄区役所
電話 045-894-8345

6 付帯事項

- (1) 物品の 運搬・搬入 設置・調整 撤去 に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
- (2) 物品には、動産総合保険を付すこと。この保険料は、賃貸人の負担とする。
- (3) 賃借料の支払いは、毎月後払いとする。
- (4) 賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、次の条件で物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料は当初月額賃借料の10分の1以下の額とし、毎月後払いとする。売り渡す場合の売買価格は当初月額賃借料の2月分以下の額とする。
- (5) 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

7 発注局課

所在地 横浜市栄区桂町303番地19 電話 045-894-8345
FAX 045-894-3413

栄区 戸籍課 担当者 今西

別紙

1 機器の詳細仕様

ビルコン株式会社製窓口受付システム「PCM-1000A-Q」又はこれと同等のもので以下の仕様を満たしていること。

なお、窓口受付システムに関しては、通信障害のリスクを考慮し、全て有線接続すること。

(1) 窓口発券機（発券プリンター及び集計の機能を有しているもの）

- ・発券機はタッチパネル式とし、1台で最大4業務の選択が可能であること。
- ・発券した番号札の表面は、3桁の受付番号、業務内容、発行年月日、QRコード、メッセージ、発券時刻および該当業種の待ち人数を印字できること。
- ・業種別に発券番号帯を1の単位ごとで設定できること。
- ・番号札の単券発券又は副券発券（本券と半券の分離）の設定ができること。
- ・発券プリンターを内蔵していること。
- ・呼出案内で使用する窓口数の設定及び変更ができること。
- ・呼出音声の設定ができること。
- ・当日集計、週集計及び月集計を行い、集計データをプリントできること。
- ・自動集計の時間及び自動電源オフの時間が設定できること。
- ・集計データはCSV形式などで保存が可能であること。

(2) 表示パネル

- ・呼出番号を音声と番号の点滅で表示できること。
- ・表面・裏面に呼出番号・待ち人数・待ち時間等が表示できること。
- ・矢印の点滅により、左右の窓口案内が可能なこと。
- ・裏面に『CALL』表示と赤もしくは緑のLED点滅でサインを送ることができること。
- ・カラーユニバーサルデザイン対応であること。
- ・呼出音声案内の作成ができること。

(3) 操作モニター

- ・呼出し、再呼出し、番号保留、処理済み処理及びキャンセル処理操作を行い、待ち人数及び待ち時間を確認することができること。
- ・1台の操作機から、全ての業務の呼出しができること。
- ・手入力での番号呼出し操作ができること。
- ・待ち人数がない場合、来所者が受付番号札を取ったことを音で通知できること。
- ・タッチパネル式でなく、打感のある押しボタン式（シートスイッチ）によること。
- ・発券機の用紙残量警告表示ができること。
- ・カラーユニバーサルデザイン対応であること。

(4) 窓口混雑情報配信／呼出通知システムとの連携

- ・窓口混雑情報をWEBサイトで配信するためのシステムと連携ができること。
- ・WEBサイトへは番号札等に印字されたQRコードからアクセスできること。
- ・窓口混雑情報の呼出通知機能（順番が近づいた際に来庁者のスマートフォンにLINE及びメールで通知する機能）との連携ができること。
- ・窓口混雑情報配信／呼出通知システムとの連携に必要なインターネット環境は、庁舎内のインターネット環境とは別に独立した通信であり、外部からの不正アクセス、通信を行う機器間のセキュリティ対策を十分に講じること。

(5) ディスプレイ

- ・操作機からの番号呼出し操作に連動した画面表示を有し、業種別に3桁の呼出番号、窓口番号、待ち人数を表示できること。
- ・操作機からの番号保留操作に連動して、不在者番号一覧を表示できること。

2 機器の設置及び調整

- (1) 納入日時については、落札後、納入場所の担当者と打合せの上決定すること。
- (2) 機器の各種設定内容は、納入場所の担当者と打合せの上決定すること。
- (3) 機器の設置場所については、担当者の指示に従うこと。
- (4) 納品にあたっては、養生等を施し、納入物品、建物等に傷をつけないこと。また、納品時に発生した梱包材等は、契約者の負担にて、全て持ち帰ること。
- (5) 機器等の納入に関連し、契約者の責めに帰すべき事項による一切の事故、障害、設置等の破損等については、当局の指示に従い、当該設備の修理、修復及び交換等を速やかに無償にて行うこと。
- (6) 納品の際に各機器の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルを提供し、操作説明を十分に行うこと。

3 その他

- (1) 納入後1年間（または、機器により6か月）は製造会社による無償保証期間とすること。
- (2) 機器に係る購入後の保証、修理、部品提供等を5年以上にわたり速やかに行い得る体制があること。また、安定した供給を保つため、システムの根幹となる番号カード発行機・表示パネル・操作モニターは国内メーカーであること。
- (3) 上記機器以外に必要なケーブル、付属機器等については、全て契約者において準備すること。
- (4) メンテナンス拠点が神奈川県内にあること。